

一般競争入札の実施について

京都府道路公社会計規程第71条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年2月7日

京都府道路公社理事長 神 敏郎

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 京都縦貫自動車道 料金收受業務委託
- (2) 業務場所 舞鶴市宇大俣地内他5カ所
〔 京都縦貫自動車道
宮津天橋立本線料金所、宮津天橋立料金所、舞鶴大江料金所、綾部
安国寺料金所、京丹波わか料金所及び京丹波みずほ料金所 〕
- (3) 業務内容
- ア 受託者料金收受業務処理要領（以下「業務要領」という。）に基づき、料金の收受を行うこと。
- イ 通行の禁止、制限等に関する入口料金所における掲示等を行うこと。
- ウ 通行車両からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を報告すること。
- エ その他京都縦貫自動車道料金收受業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載されている事項に関すること。
- (4) 業務期間 令和2年6月1日から令和5年5月31日まで
ただし、委託期間内に京都縦貫自動車道が西日本高速道路株式会社に移管される場合は、委託期間を変更する。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書、閲覧設計書、業務要領、つり銭用資金取扱要領及び一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒624-0123 舞鶴市宇大俣小字洞中宮ノ浦76
京都府道路公社 管理事務所 業務課
電話番号 0773-83-0074 ファクシミリ 0773-83-0194
- (2) 入札説明書、仕様書、閲覧設計書、業務要領、つり銭用資金取扱要領及び申請書の交付期間
令和2年2月7日(金)から令和2年2月21日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間
なお、京都府道路公社ホームページ（<http://www.kyo-doko.jp/>）からダウンロードすることも可能
- (3) 入札説明書、仕様書、閲覧設計書、業務要領、つり銭用資金取扱要領及び申請書の交付費用
無償

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

- ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- ウ 審査基準日（申請書の提出期限の属する年度の1月1日をいう。以下同じ。）において、京都縦貫自動車道又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）に基づく他の地方道路公社（高速道路株式会社と料金の一体徴収を行っているものに限る。）・高速道路株式会社等が管理する有料道路（以下「有料道路」という。）における料金收受業務の経験を、過去5年以内に通算して2年未満である者
- エ 次に掲げる人員を契約期間中継続して配置できない者
- (ア) 有料道路における24時間開放のETC無線通行を導入している料金所及び24時間開放の収受員による現金收受を行っている料金所での料金收受業務（以下「料金收受業務」という。）について、審査基準日から過去5年以内に管理・監督を行う役職の実務経験を2年以上有し、本業務に専任して携わることができる以下の者
- ・総括所長1名（日勤） 6料金所総括
 - ・所長3名（日勤） 複数料金所の指導
 - ・副所長を各料金所に1名（日勤）
- なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を3ヶ月以上有している者に限る。
- (イ) 1料金所1班1勤務（3名以上、24時間勤務単位）における以下の人員（3班構成）
- a 収受長
- 有料道路における料金收受業務を行う料金所での収受員の実務経験を審査基準日から過去10年以内に通算2年以上有する収受長を各料金所に1名（24時間勤務単位）
- なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を3ヶ月以上有している者に限る。
- b 収受員を各料金所に2名
- なお、有料道路における料金收受業務を行う料金所での収受員の実務経験を審査基準日において過去10年以内に通算1年以上有する者を要配置収受員全体の3分の1以上確保していること。
- オ 概ね2時間以内に1の(2)に掲げる場所に到達することができる場所に本社又は営業所等がない者
- カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後2年を経過しないものを含む。）
- (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 受注者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府道路公社の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 申請書の提出期間
令和2年2月7日(金)から令和2年2月21日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 提出場所
2(1)に同じ。
 - (3) 提出方法
 - ア 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
 - (4) 添付書類
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - ア 宣誓書
 - イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款
 - ウ 営業経歴書
 - エ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
 - オ 消費税及び地方消費税納税証明書
 - カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - キ 取引使用印鑑届
 - ク 配置予定者名簿
 - ケ 技術資料
 - コ 4の(1)のウに該当しないことを証する契約書の写し
 - サ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
 - シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、84円切手を添付したもの）
 - (5) 資料等の提出
申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
 - (6) ヒアリングの実施
申請書等についてヒアリングを実施する場合がある。
日時については、別途連絡する。
 - (7) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都縦貫自動車道料金収受業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に令和2年3月11日(水)までに文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和2年5月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のイに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府道路公社理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他京都府道路公社理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 京都府道路公社会計規程第71条第2項の規定により準用する京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「準用する規則」という。)第164条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年3月27日(金) 午前11時

イ 場所

舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦 76

京都府道路公社管理事務所 会議室

- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
令和2年3月26日(木)午後5時まで(必着)
 - (イ) 提出先
2の(1)に同じ。
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法
準用する規則第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、本件入札に係る落札者の決定は、令和2年度京都府道路公社予算の成立を条件とし、令和2年4月1日付けで行うこととする。本件入札に係る予算が成立しない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 12 入札保証金
免除する。
- 13 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合においては、銀行その他契約担当者が確実と認められる金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、準用する規則第159条第2項第1号及び第7号並びにその者が過去2年間に特措法に基づく地方道路公社・高速道路株式会社等と当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、免除する。
- 14 その他
 - (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、準用する規則の定めるところによる。
 - (2) 令和2年度以降の京都府道路公社収入支出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがある。
 - (3) 詳細は、入札説明書による。